

## 現場代理人の兼任に関する取扱について

平成 28 年 6 月 27 日 理事長決裁

一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項の規定による現場代理人の常駐義務の緩和に関して、現場代理人の効率的な活用、受注機会の拡大及び適切な施工の確保を図る観点から、現場代理人の兼任に関する具体的な運用について、下記のとおり取扱うものとする。

### 記

#### 1 現場代理人の兼任の対象となる工事

次に掲げる要件をすべて満たす場合は、原則として、現場代理人の兼任の対象工事とし、同一の者が 2 件までの工事の現場代理人を兼任することができる。

- (1) 一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）発注の工事であること。
- (2) 請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満であること。
- (3) 現場代理人は、作業期間中の現場においては常に立会うことができること。

#### 2 現場代理人の兼任を認めない工事

前記 1 に該当する場合であっても、工事内容等により、施行担当課が現場代理人の兼任を認められないと判断した工事については、公告又は指名通知書等にその旨を明示することにより、兼任の対象工事としないものとする。

〔記載例〕 本工事は、現場代理人の兼任を認めない工事である。

#### 3 現場代理人の兼任の特例

前記 1 の規定に関わらず、次に該当する公社発注の複数の工事については、個々の工事の難易度、工事現場相互の条件等を踏まえ、当該複数工事の現場代理人を兼任することを認めることができるものとする。

- (1) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる建築物等に一体性が認められるものであり、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる場合。ただし、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限るものとし、一の工事とみなされる全ての工事において同一の者が現場代理人を兼任することができるものとする。

#### 4 兼任の手続きについて

受注者が現場代理人を兼任させようとするときは、先行工事及び新規のそれぞれの監督員に事前に連絡をしたうえで、「現場代理人の兼任届」（別紙様式）を 2 部作成し、それぞれの監督員に提出すること。併せて、監督員が当該現場代理人と常に連絡が取れる体制（連絡員の配置、携帯電話の所持等）を確保しておくこと。

#### 5 適用年月日

平成 28 年 7 月 1 日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

(別紙)

## 現場代理人の兼任届

(一財)札幌市住宅管理公社 理事長 様

平成 年 月 日

(住所)  
請負人 (会社名)  
(代表者)

印

現場代理人を下記の2件の工事に兼任させたいので、届出します。

なお、2と3の工期が重複している期間については、その他の工事の現場代理人を兼任させることはありません。

### 記

#### 1 兼任させる現場代理人

氏名	
----	--

#### 2 先行工事

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負代金額	金 円
監督員	保全部 課 (氏名)

#### 3 新規工事

工事番号	
工事名	
工事場所	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請負代金額	金 円
監督員	保全部 課 (氏名)

※ 本書を2部作成し、それぞれの監督員に提出すること。

※ 本書を提出せずに兼任させた場合、本書の内容に虚偽があった場合、兼任を認めた後に虚偽が判明した場合等は、契約上の信頼関係を損なう行為に該当するものとして、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の対象とする場合がある。